

(別添2-1)

保護者の皆様へ

神奈川県福祉子どもみらい局

子どもみらい部私学振興課

神奈川県では、子ども同士の理解や思いやりの心をはぐくみ、ともに育ち合う教育を推進するために、特別支援教育を実施する私立幼稚園等の設置者に対して、「特別支援教育費補助金」を交付しております。

この「特別支援教育費補助金」は、私立幼稚園等において、支援体制の拡充に使われているものです。(保護者の方へ直接補助金を交付するものではなく、幼稚園等における支援体制の拡充に係る経費に対して、幼稚園等へ補助金を交付するものです。)

私立幼稚園等の設置者がこの補助金の交付を希望する際には、特別支援教育の実施状況の確認のため、「特別支援の必要性を証する書類」及び「同意書」を県に提出していただいております。この書類の提出にあたっては、保護者の方のご理解、ご協力が不可欠となっておりますので、本事業の趣旨をご理解くださいますようお願い申し上げます。

なお、「同意書」の提出については毎年お願いすることになりますが、「特別支援の必要性を証する書類」は初年度に申請する場合にのみ提出していただくもので、翌年度以降は提出の必要はありません。

また、提出していただいた書類は、補助金の適正な運用のためにのみ使用し、他の目的に使用することはありません。

内容についてご不明な点がございましたら、各私立幼稚園等の園長先生もしくは県私学振興課助成グループ（電話 045-210-1111（内線：3773））へお問い合わせください。